

## 茨城県地域リハビリテーション強化対策事業指定要項

### (目的)

第1条 この要項は、茨城県地域リハビリテーション強化対策事業実施要項(以下「実施要項」という。)  
第3条に定める茨城県地域リハビリテーション支援センター等の地域リハビリテーションの推進拠点(以下「地域リハビリテーション推進拠点」という。)の指定について必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第2条 地域リハビリテーション推進拠点の指定を受けようとする施設の開設者は、別に定める期日までに指定申請書(様式第1号)を知事に1部提出するものとする。

### (指定)

第3条 知事は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるものについて、茨城県地域リハビリテーション推進協議会(以下「協議会」という。)の意見を聴いた上で指定を行う。

### (通知及び報告)

第4条 知事は前条の指定を行った場合には、指定通知書(様式第2号)により申請者あて通知し、指定を行わなかった場合には、その旨を申請者に通知するものとする。  
2 指定を受けた施設の開設者は、毎年度終了後、速やかに実績報告書(様式第3号)を知事に1部提出するものとする。

### (指定期間)

第5条 指定期間については、原則として指定の日から3年間有効とする。

### (指定の取り消し)

第6条 知事は、施設の開設者から指定辞退の申し出があった場合、指定基準を満たさなくなった場合、又は地域リハビリテーション推進拠点の業務を行うに不相当であると認められる場合には協議会の意見を聞いて指定を取り消すことができる。

### (指定事項の変更)

第7条 指定を受けた施設の開設者は、申請書の記載事項に著しい変更が生じた場合には指定事項変更申請書(様式第4号)を、事業を廃止、休止若しくは再開した場合には指定廃止等申請書(様式第5号)を知事に1部提出するものとする。

### (その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 付 則

この要項は、令和3年8月17日から施行する。

この要項は、令和4年4月1日から施行する。